平成２５年（フ）第２５２号
名古屋市守山区幸心４丁目201番地　幸心住宅５棟102号
債務者　豊田八枝子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９３号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目21番５号
債務者　安田　秀一
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
兵庫県芦屋市春日町20番11号芦屋スターコートＭ号室、前住所神戸市東灘区深江南町４丁目10番25号303号
債務者　宗田　好夫
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県西宮市津門川町11番22号、住民票上の住所大阪府門真市常盤町22番11号
債務者　波多野伸一
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―706号
債務者　山内美千子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９号
兵庫県西宮市小松北町２丁目４番21―306号、前住所兵庫県西宮市小曽根町２丁目４番17号
債務者　半田　直美
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８３号
兵庫県明石市魚住町西岡2075番地の41
債務者　淡野　政弘
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県明石市松江466番地の１　セジュールＭＥ伊藤Ａ―201号
債務者　木村　慎吾
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
神戸市西区美賀多台７丁目11番地の７、前住所神戸市兵庫区福原町15番５号
債務者　酒井　雅志
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
神戸市西区大津和２丁目８番地の35　リジュール大津和101号
債務者　石橋　待子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
兵庫県たつの市誉田町福田139番地１　シャーメゾン福田Ｃ102、住民票上の住所兵庫県たつの市新宮町千本732番地
債務者　大柿　香代
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４号
兵庫県揖保郡太子町糸井128番地　メゾンコンフォール101号室
債務者　栗田こと中村こと　張　　雪江
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３号
和歌山県日高郡日高町大字原谷935番地
債務者　清水　　元
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第７号
山口県萩市土原444番地１　ソフィア201号、前住所山口県下関市小月駅前１丁目６番11―301号　スカイヒルズ
債務者　中西めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１０３号
愛媛県宇和島市野川甲1283番地３　野川ハイツ２号
債務者　永野　弘美
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１２号
福岡県田川市大字伊田1879番地１　経塚アパート203号
債務者　中野　裕樹
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部